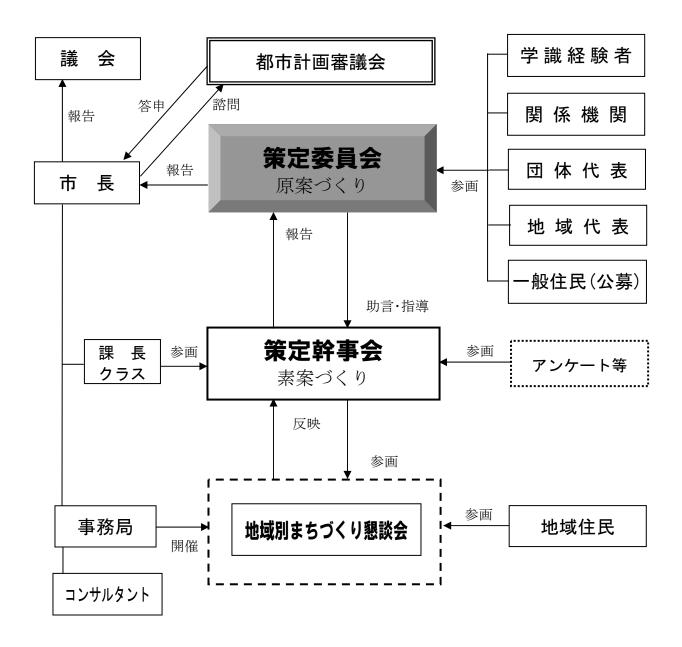
資料1 都市計画マスタープランの策定の経緯

1. 都市計画マスタープランの策定体制



2. 策定の経緯

日時	協議等の名称	主な議題等
平成 20 年 12 月 16 日 ~平成 21 年 1 月 10 日	市民アンケート調査	
平成 21 年 2月 18日	第1回策定幹事会	・都市計画マスタープランの概要・アンケート調査結果・まちづくりの主要課題
平成 21 年 3 月 19 日	第2回策定幹事会	・まちづくりの主要課題 ・将来目標の設定
平成 21 年 3 月 27 日	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランの概要・アンケート調査結果・まちづくりの主要課題
平成 21 年 8 月 10 日	第3回策定幹事会	・将来目標の設定・土地利用の方針
平成 21 年 10 月 19 日	第4回策定幹事会	・将来目標の設定・土地利用の方針
平成 21 年 12 月 8 日 ~平成 22 年 1 月 14 日	第1回 地域別まちづくり懇談会	・園部: 平成 22 年 1 月 13 日 ・八木: 平成 22 年 1 月 14 日 ・日吉: 平成 21 年 12 月 16 日 ・美山: 平成 21 年 12 月 8 日
平成 21 年 12 月 14 日	第2回策定委員会	・将来目標の設定・土地利用の方針
平成 22 年 2 月 8 日	第5回策定幹事会	・まちづくりの基本方針(交通体系の方針以降)
平成 22 年 3 月 8 日	都市計画勉強会 第3回策定委員会	・都市計画マスタープラン勉強会 ・まちづくりの基本方針(交通体系の方 針以降)
平成 22 年 3 月 8 日 ~平成 22 年 3 月 15 日	第2回 地域別まちづくり懇談会	・園部: 平成 22 年 3 月 8 日 ・八木: 平成 22 年 3 月 10 日 ・日吉: 平成 22 年 3 月 15 日 ・美山: 平成 22 年 3 月 11 日
平成 22 年 7月 22 日	第6回策定幹事会	・まちづくりの基本方針 ・実現化方策の検討
平成 22 年 9月 17日	第4回策定委員会	・まちづくりの基本方針・地域別まちづくり構想・実現化方策の検討
平成 22 年 10 月 20 日	第7回策定幹事会	・地域別まちづくり構想 ・実現化方策の検討
平成 22 年 10 月 28 日	第5回策定委員会	・地域別まちづくり構想 ・実現化方策の検討
平成 23 年 7月 15 日	第6回策定委員会	・都市計画マスタープラン原案の確認

3. 策定組織名簿

■策定委員会

(敬称略・順不同)

No.	役 職 名	氏 名	備考
1	学識経験者	◎ 垣村 和男	
2	学識経験者	〇 山脇 惠次	
3	南丹市農業委員会	野中好	農業委員会推薦
4	南丹市商工会	寺田 弘和	商工会推薦
5	南丹市婦人会	西田 富喜子	婦人会推薦
6	園部町 代表	藤山英彦	
7	八木町 代表	谷 尻 宣 雄	
8	南丹市議会産業建設常任委員会	川勝 儀昭	議会推薦 前任:小中 昭
9	京都府南丹広域振興局建設部長京都府南丹土木事務所長	川嶋淳一	前任:野口 美具
10	南丹市土木建築部長	井 上 修 男	前任:山内 明

◎:委員長 ○:副委員長

4. 南丹市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成20年12月26日 **条例第54号**

(設置)

第1条 南丹市における都市計画に関する基本的な方針の原案を策定するため、南丹市都市 計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(分掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項についての原案の策定を行う。
- (1) 主要課題の整理に関すること。
- (2) 将来目標の設定に関すること。
- (3) 都市づくりの方針に関すること。
- (4) その他都市計画マスタープランの策定について、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、各種団体の代表者、関係機関の職員等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、南丹市都市計画マスタープラン策定完了時までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員の互選によって委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く ことができる。

(策定幹事会)

- 第6条 第2条に規定する事項についての事前調査及び研究を行うため、委員会に策定幹事会 (以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会の委員は、土木建築部長及び関係課の課長又は担当職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木建築部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の制定後最初に行われる会議の招集は市長が行う。